

第3章 計画各論

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

性別にかかわらず誰もが互いに一人一人の個性と能力を認め、尊重し合うことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。そのためには、家庭・職場・学校・地域などいずれの場においても、男女共同参画の視点が活かされるように、学校教育や生涯学習など、あらゆる世代に向けた取組により意識改革を進めます。

基本的方向1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革

【現状と課題】

全ての人々が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、一人一人が、性別などにかかわらず互いに人権を尊重するという認識を持つことが必要です。

札幌市では、学校教育現場などにおいて、性別による固定観念にとらわれない人権意識、権利義務意識や職業意識が持てるよう、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点を取り入れた教育の推進や学習機会の提供を行ってきたほか、人権尊重やジェンダー平等に関する市民の自主的な活動の広がりが、社会全体の意識改革につながるよう、活動への支援を行ってきました。

令和3年(2021年)に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「市の調査」といいます。)の結果を見ると、男性は仕事、女性は家事や育児と考える人の割合が減少するなど、固定的な性別役割分担意識の解消が進みつつあります。一方で、男女の地位の平等感については、学校教育の場以外の全ての場において「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と考える人の割合が合わせて5割を超えたことから、私たちの働き方や暮らし方の中には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く存在していることがわかります。【図1・2】

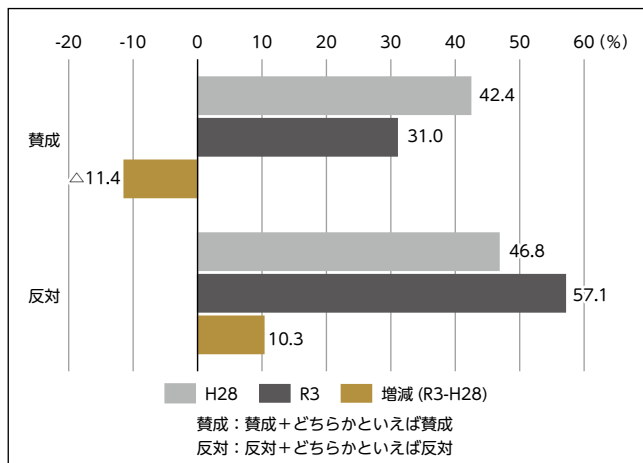


図1 「男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に対する意識」(出典:R3市調査)

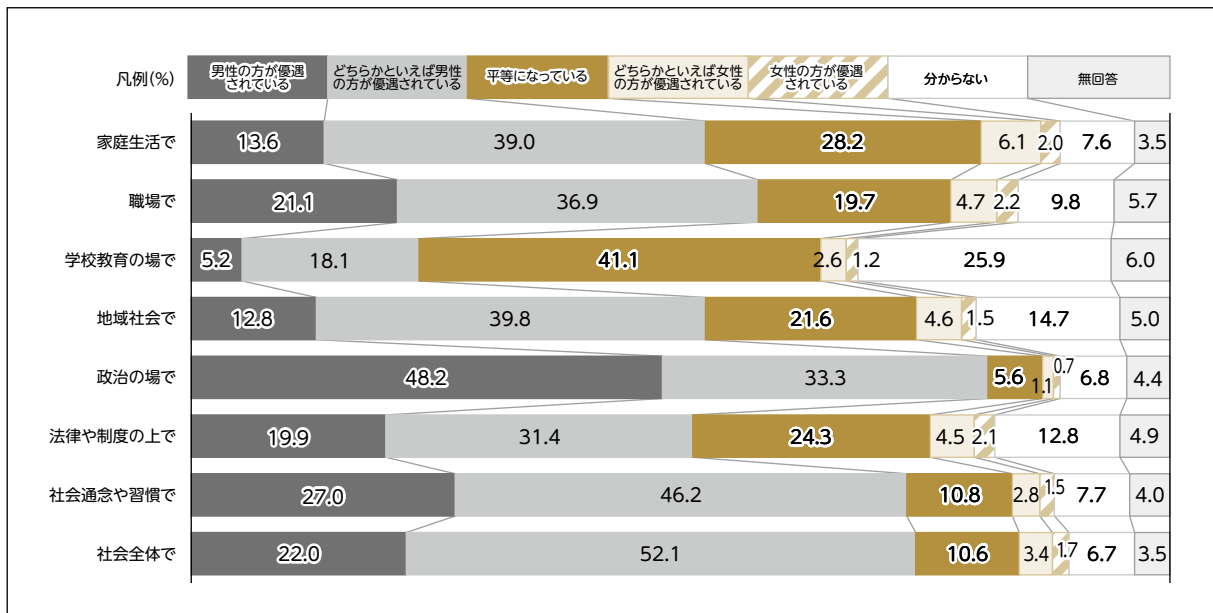


図2「分野ごとの男女の地位の平等感」(出典:R3市調査)

このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されるものであり、女性と男性のいずれにも存在することから、教育の場や啓発等を通して、男女双方の意識改革に取り組んでいく必要があります。

さらに、固定観念や無意識の思い込み等が原因となって引き起こされる問題の一つとして、職場等における様々な「ハラスメント」¹¹があります。代表的なものとして、性的な言動によって引き起こされるセクシュアルハラスメント、また、優越的な関係を背景とした言動によって引き起こされるパワーハラスメントがあり、これらは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるもので一切許されない行為です。近年では、関係法整備等により、その防止対策も強化されているところです。

市の調査では、セクシュアルハラスメントを受けた人の割合は、女性が圧倒的に多く、加えて男性側も被害を受ける割合は上昇しているという結果でした。性別にかかわらず誰もが、加害者にも被害者にもならないための取組が必要です。【図3】

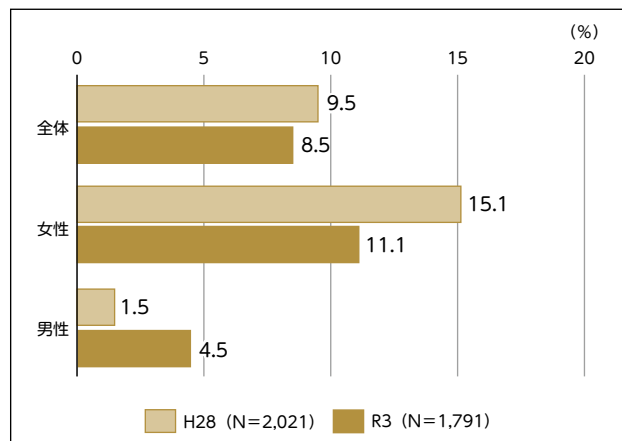


図3「セクシュアルハラスメントを受けたことがある人の割合」(出典:R3市調査)

¹¹ 【ハラスメント】嫌がらせやいじめのこと。その態様により、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、大学や研究機関におけるアカデミックハラスメントなどがある。加えて、最近では、セクシュアルハラスメントの一つとして、性自認や性的指向に関するハラスメント、いわゆる「SOGI(ソジ)ハラスメント」が問題となっている。

人権尊重や男女共同参画推進の阻害要因となりうる、固定的な性別役割分担意識や固定観念等の存在に気付く機会となるような情報を発信し、幅広い世代の市民に教育や学習の機会を提供し続けていくことで、着実に社会全体の意識改革を進めていきます。

施策の柱 ① 人権教育やジェンダー平等に関する教育・学習の推進

- 学校教育活動を通じて、児童生徒に対し、一人一人が自他の人権を尊び、互いの個性や多様性を認め合うことを基盤とした人間尊重の教育を推進します。
- 子どもから大人までの幅広い市民にジェンダー平等についての理解を深めてもらえるよう、ジェンダー平等に関する身近な課題の学習ができる機会を提供します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
人間尊重の教育	「人間尊重の教育」のガイドラインに基づき、一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校づくりについて、教職員の意識向上、校種間の連携による取組、子ども自身の振り返りの手だての構築を図ります。	教育委員会 学校教育部
子ども・若者への男女共同参画啓発事業	未来の男女共同参画社会の担い手である子ども・若者に対し、それぞれの年代や環境に合ったアプローチで、子ども・若者特有の課題を取り扱うなど工夫し、意識啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画について市民の理解を深めるため、パネル展や講演会、ワークショップ等の各種啓発事業を行います。	市民文化局 男女共同参画室
さっぽろ市民カレッジ	市民の自己充実や生きがいづくりを支援し、学習の成果を地域社会の発展などにつなげるため、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供します。当該事業の中で、起業やビジネススキルアップ、社会技能の向上に資する講座を開講し、多様な生き方の選択や社会進出を支援します。	教育委員会 生涯学習部

施策の柱 ② ジェンダー平等の視点に立った活動への支援

- ジェンダー平等の達成に資する活動を行う市民や団体等に対し、活動・交流の場の提供や、情報発信等を通じた活動支援を行います。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女共同参画活動団体への支援	男女共同参画に関わる活動を行う市民活動団体の活動支援を行います。また、団体が男女共同参画の視点を持ちながら活動を継続していくために必要な団体運営や資金調達に関する研修の実施や情報提供を行います。	市民文化局 男女共同参画室
男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化	男女共同参画に関する活動を行う市内外の団体、機関とネットワークを構築し、情報交換・意見交換、各種事業の連携を図ります。	市民文化局 男女共同参画室

施策の柱 ③ 男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供

- 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画が推進されるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。
- 市民の自主的な活動や交流を促進するため、男女共同参画に関する各種情報の収集・情報提供を行います。また、ジェンダー平等や女性のエンパワーメント支援に関する国際的な取組など、国際的な動向を意識した情報発信に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女共同参画センター相談事業の推進	家庭や社会の中で生じる様々な問題に対して、各種相談を通し、相談者自らが解決できる力をつけるよう適切なアドバイスを行います。	市民文化局 男女共同参画室
テクノロジー分野における男女格差の解消	情報化社会の中で男女が共に自立した生活ができるよう、テクノロジー分野における男女格差の解消につながるような情報提供や学習機会の提供を行います。	市民文化局 男女共同参画室

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

多様な視点を持って社会情勢の変化に対応できる活力を生み出し、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を実現していくためには、生活のあらゆる場面において男女共同参画の視点が反映されることが重要です。働く場においてはもとより、家庭や地域活動など人々の身近な生活の場にまで男女共同参画の考えが浸透するような取組を進めます。

基本的方向1 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男性ばかりではなく、女性も対等な立場で政策・方針決定過程に参画し、女性活躍が進むことは、社会経済情勢の変化による人々の価値観の多様化にも、様々な視点を持って対応することが可能となり、暮らしやすく活力のある社会の実現につながります。

しかし、令和4年(2022年)7月に公表されたジェンダー・ギャップ指数において、日本は、政治・経済分野での男女格差を理由に146か国中116位という結果となり、日本の女性の活躍推進は諸外国と比べ、大きく後れを取っています。【図4】

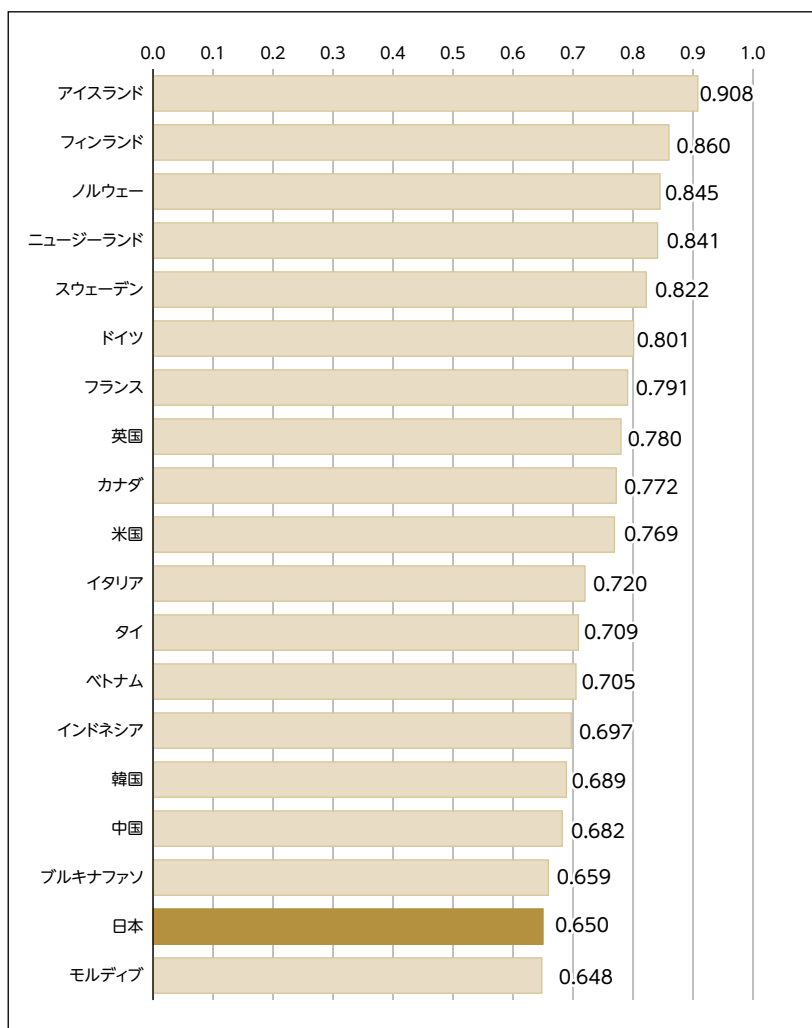


図4「ジェンダー・ギャップ指数」(R4)
(出典:Global Gender Gap Report 2022)

一方、札幌市は、政令指定都市の中で最も女性人口の割合が高いという特徴を持つことから、政策・方針決定過程への女性の参画拡大など女性活躍の環境づくりを強力に推し進める必要があります。しかし、管理的職業従事者に占める女性の割合は15.3%にとどまり、全国平均よりも低い水準にあります。また、札幌市役所内部においても、市職員の女性管理職割合は徐々に向上しているものの16.5%にとどまり、審議会等委員の女性登用率についても目標である40%に届かない状況が続いているなど、女性の活躍機会が十分に確保されているとはいえません。【図5・6・7】

まずは市役所が率先して、女性活躍の機会確保に積極的に取り組むことで、社会全体の機運の醸成につなげていくことが求められます。

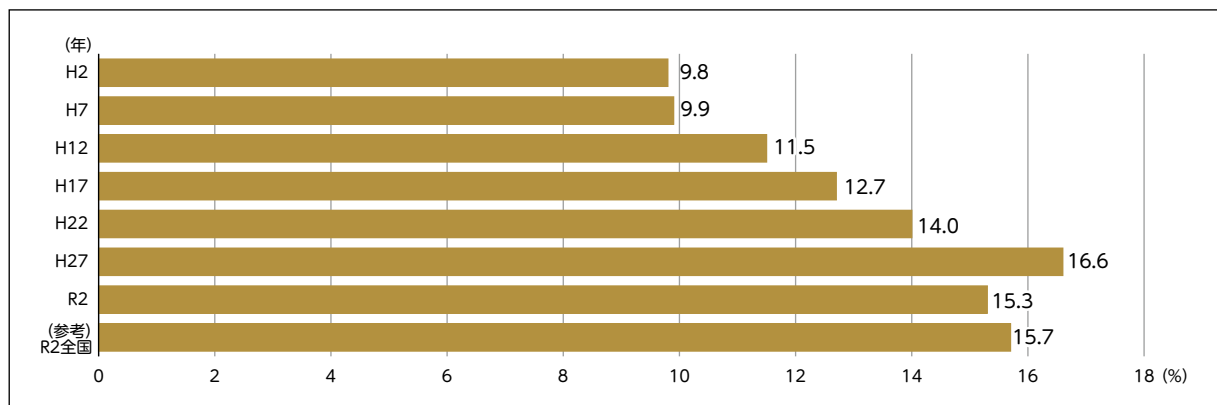


図5「管理的職業従事者における女性の割合(札幌市)」(出典:総務省「R2国勢調査」)

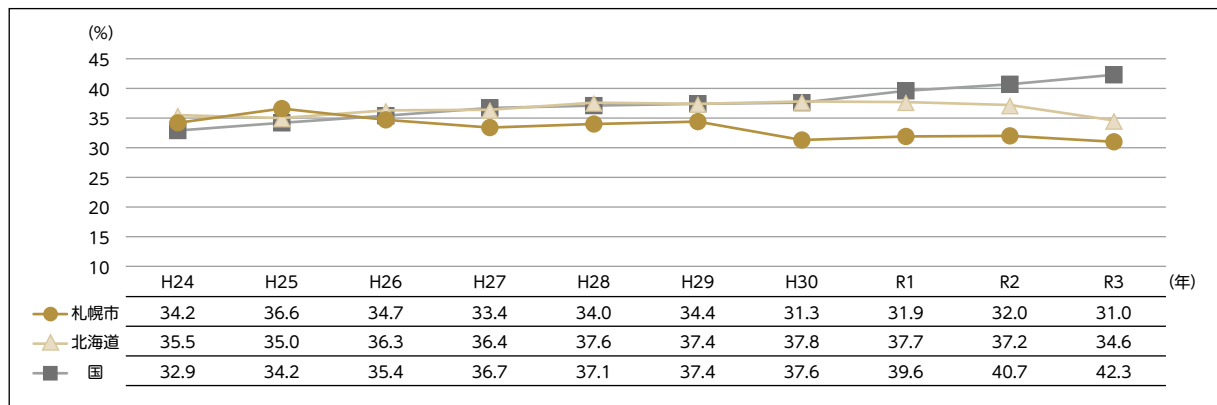


図6「審議会等への女性登用率」
(出典 札幌市:札幌市市民文化局資料 北海道:北海道資料より作成 国:内閣府資料より作成)

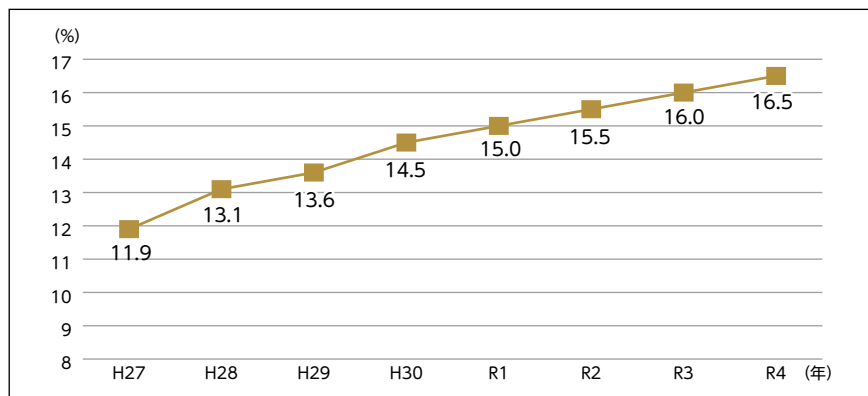


図7「札幌市職員の女性管理職割合(課長職以上)」
(出典:札幌市総務局資料)

注:特別職、現業職、教職員、派遣受け入れ職員を除く。

また、働く場における男女共同参画の実現に向けては、女性の活躍推進と並行して、男性の活躍の場を家庭に広げることが重要です。市の調査によれば、男性の育児・介護休業の利用について「賛成だが、現実的には取りづらいと思う」という回答が圧倒的に多く、男性の育児・介護休業の利用が少ない理由については、「休業制度を利用しにくい職場の雰囲気があるから」という回答が最も多い結果となり、男性が積極的に家庭に参画しにくい雰囲気や慣行が根強く残っていることがわかりました。【図8・9】

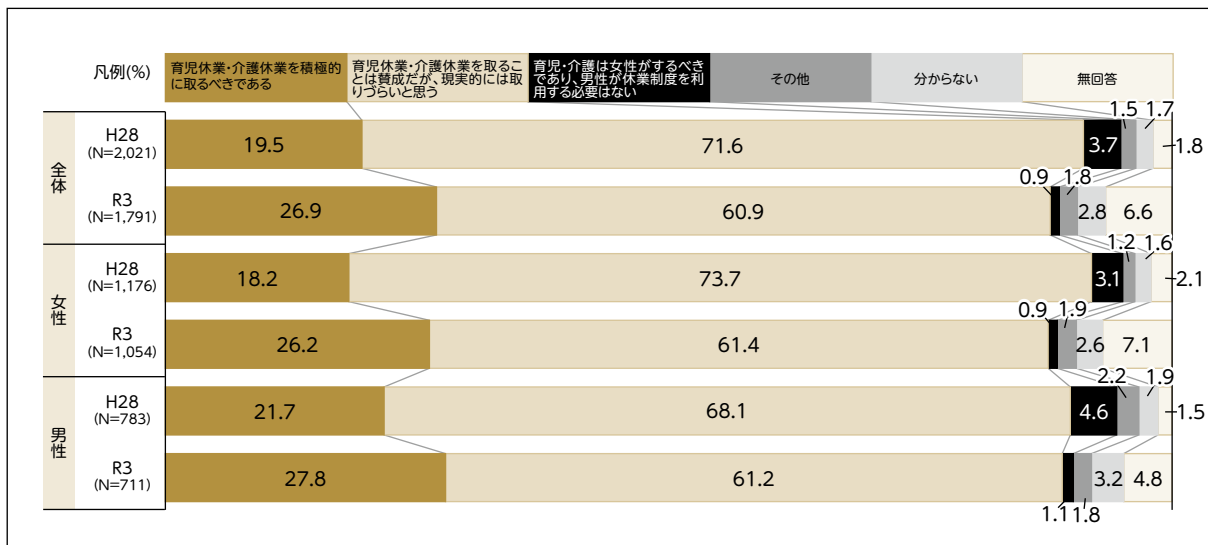


図8 「男性が育児休業や介護休業を利用することについて」(出典:R3市調査)

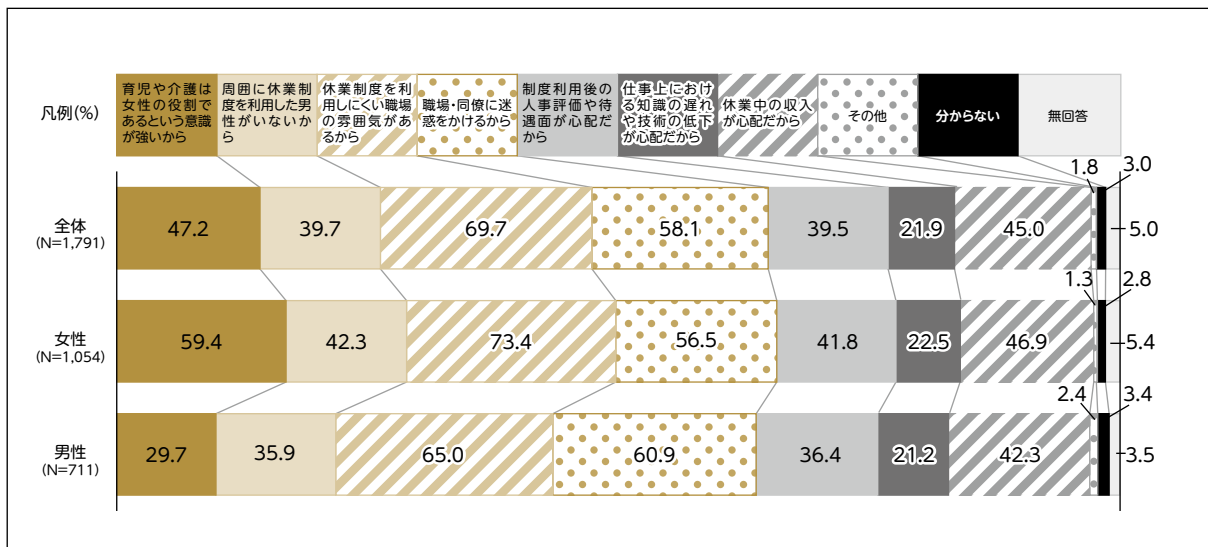


図9 「育児休業・介護休業を利用する男性が少ない理由」(複数回答)(出典:R3市調査)

長時間労働慣行の是正などによるワーク・ライフ・バランスの実現や、コロナ下で広まったテレワーク等多様な働き方の定着を推進することに加え、男性に対して、仕事上の責任は果たしつつ家庭参画も促していくことは、男女が共に仕事と家庭を両立できる職場環境をつくるために重要なことであり、こうした働き方改革に取り組む意識が市内企業に広がるよう、企業に対する支援を行っていくことが求められます。【図10】

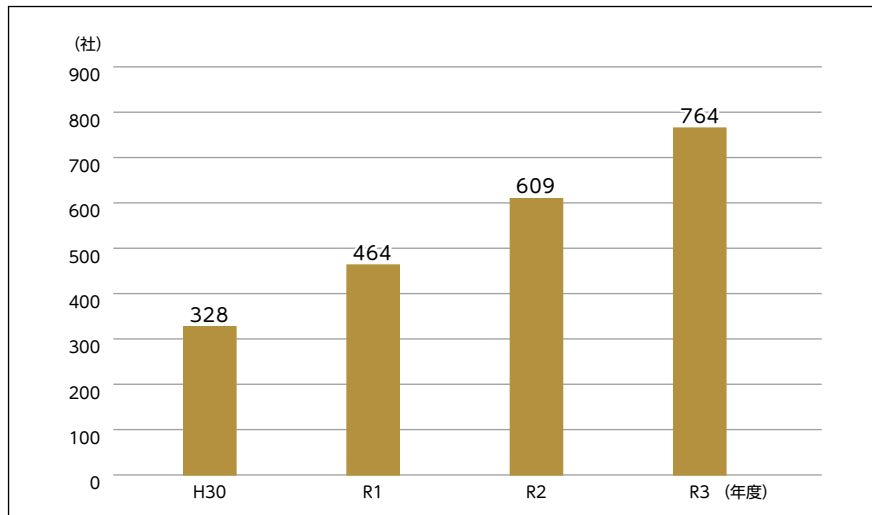


図10「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度認証企業数(累計)の推移」
(出典:札幌市市民文化局資料)

施策の柱 ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 札幌市の審議会等委員への女性の参画を促進し、登用を拡大することで、多様な視点による市政の政策形成がなされるよう、引き続き取組を続けます。
- 市役所自らが率先して女性職員の登用を推進します。また、女性職員の活躍を後押しする支援や働きやすい環境整備等にも取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
審議会等委員への女性の登用促進	市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性の登用の目標を40%とし、この目標値の早期達成を目指します。	市民文化局 男女共同参画室
札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	市女性職員の積極的な登用や職域拡大に努めます。	総務局職員部
市職員の昇任意欲を喚起する取組	男女を問わず多様で有能な人材の登用が組織の活性化や市民サービスの向上につながることから、市職員の昇任意欲を喚起する取組を推進します。	人事委員会事務局

施策の柱 ② 更なる女性活躍推進のための意識改革

- 働く場において、女性活躍に関する環境整備や働き方改革等の取組が一層推進されるよう、企業等に向けたセミナー等啓発事業を実施します。また、こうした取組が市内企業に広く浸透するよう、先進的な取組事例等の情報提供や効果的な広報を実施します。
- 男女共同参画に関する意識が社会全体で高まり、働きやすい職場環境の整備が更に推進されるよう、様々な立場の市民に対して必要な情報発信や広報啓発を実施します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女が共に活躍するための意識啓発	男女が共に働きやすい社会を目指し、札幌市の女性を取り巻く環境の実情や、様々な活躍の形を共有することに加え、女性に限らず、男性や企業、学生などが様々な立場から課題解決の方向性や方策を見出す場として、官民協働のフォーラム等を開催します。	市民文化局 男女共同参画室
女性の継続就業に関する啓発	男女双方の労働者が仕事と家庭の両立を進められるよう男女雇用機会均等法や育児介護休業法の一層の周知徹底を図るほか、制度・仕組みづくりやマネジメントについての学習機会を提供するなど、女性が継続して働き続けられるような啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室

施策の柱 ③ 女性の活躍に積極的に取り組む企業等への支援

- ワーク・ライフ・バランスの実現や女性の活躍推進に取り組む企業について、その取組状況に応じて認証し、情報発信することで、企業の取組を紹介する機会を提供するとともに、助成金支給や契約上の優遇等の支援を行います。
- 多様で柔軟な働き方を導入し、働きやすい環境整備に取り組む企業への支援を行います。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を独自の基準で認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の運用を行い、多様な支援を実施するほか、認証取得企業の広報啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室
育児休業取得助成事業	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を応援するため、ワーク・ライフ・バランスplus認証企業を対象に、一定の要件を満たした企業への助成を行います。	子ども未来局 子ども育成部
ワーク・ライフ支援事業	企業や組織におけるダイバーシティ推進や女性活躍推進、男性の育休取得促進などを企業に働きかけます。また、起業、副業など、柔軟な働き方を支援し、新しい価値を創造するビジネスの創出を促進します。	市民文化局 男女共同参画室
札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業への融資	一般中小企業振興資金の「札幌みらい資金」において、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業に対して金融支援を行います。	経済観光局 産業振興部

基本的方向2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援

【現状と課題】

女性活躍を推進するためには、働く場における意識改革や環境整備を進めることだけでなく、仕事と両立可能な家庭環境の整備も重要です。

市の調査によると、結婚している人が1日のうち家事(育児、介護含む)に要する時間について、女性の回答は「5時間以上」、男性の回答は「30分以上 1時間未満」が最も多くなっています。【図11】

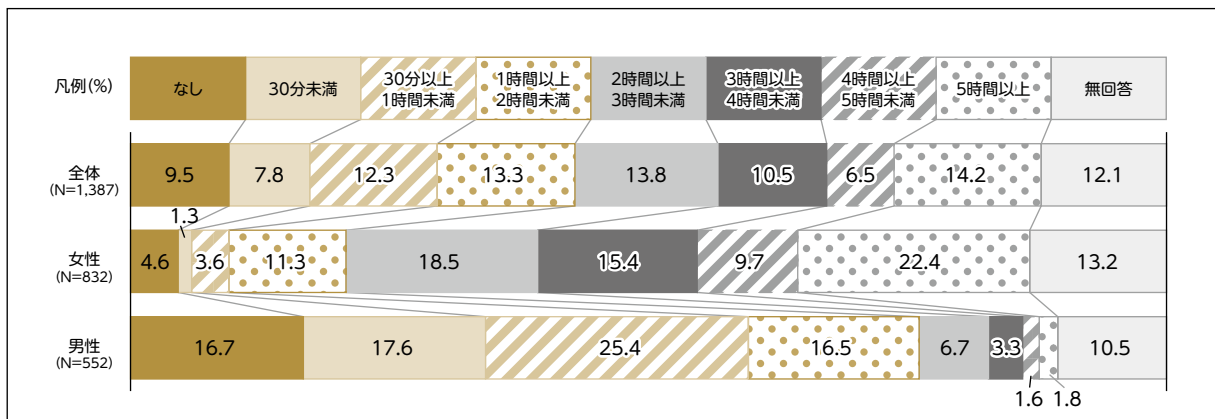


図11「結婚している人が、1日のうちで家事に要する時間(育児、介護を含む)」(出典:R3市調査)

また、家族のケアに関するその他の調査においても、女性の育児休業取得率88.2%に対し、男性は10.2%であるほか、主な家族介護者の男女別比率は、その約62%が女性であるなど、家事・育児・介護の責任は大きく女性に偏っていることがわかりました。【図12・13】

	全 国		北海道	
	女性	男性	女性	男性
H28	81.8%	3.16%	82.5%	2.5%
H29	83.2%	5.14%	81.5%	2.2%
H30	82.2%	6.16%	91.3%	3.5%
R1	83.0%	7.48%	92.1%	4.5%
R2	81.6%	12.65%	91.6%	5.9%
R3	85.1%	13.97%	88.2%	10.2%

図12「民間企業における育児休業取得率(全国・北海道)」
(出典 全国:厚生労働省「雇用均等基本調査」、北海道:北海道「就業環境実態調査」)

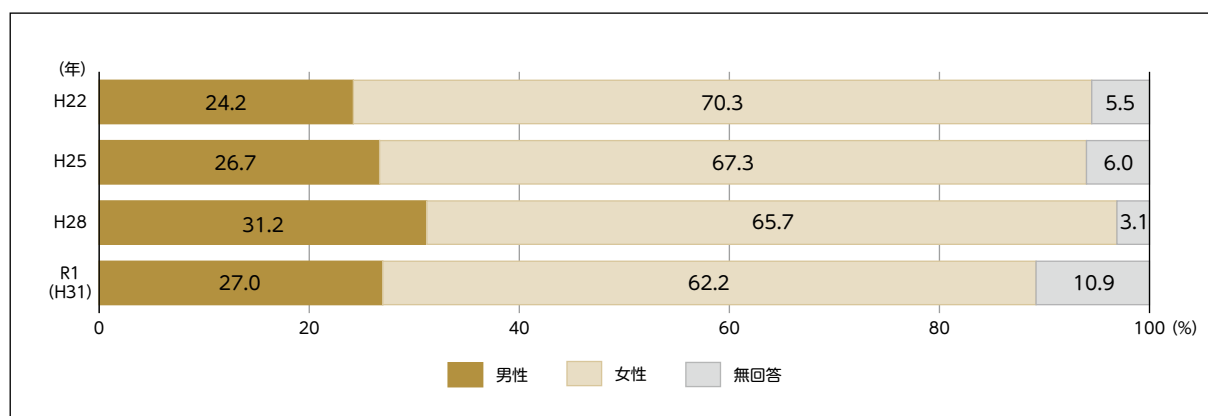


図13「家族介護における介護者の男女別比率(札幌市)」(出典:札幌市保健福祉局「要介護(支援)認定者意向調査」)

こうしたことから、男性に対しては、家事・育児・介護に関する必要な情報の発信や意識啓発を行うなど、家庭参画への意識を高め、行動につなげていく取組が必要です。

また、家族のケアにおいて過度な負担を軽減していくためには、保育施設等の充実やそれに伴う保育人材の確保、介護サービスや相談体制の充実が重要です。

ライフスタイルの変化に応じた多様なニーズや、ダブルケアなど複合・複雑化するニーズに対応するための支援体制が求められています。

施策の柱 ① 男性の家庭生活への参画の促進

- 男女が共に就業しながらも、主体的に子育てや介護を担う意識を高めるためのきっかけづくりや啓発に取り組めます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
家庭責任の分担意識に係る啓発	男女共同参画社会の実現のために、男性に対し、家庭内での家事・育児・介護などの意識を深めることを目的に各種啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室
マタニティ教室	核家族化や共働き世帯の増加に伴い、夫婦で協力して育児ができるよう、初めてのお産を迎える妊婦とその夫を対象に、育児に関する講話と実習を各区保健センターで実施します。	保健福祉局 保健所
ワーキング・マタニティスクール	勤労している初妊婦及び配偶者に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発や育児と仕事の両立を支援するために、妊娠中の健康管理や育児に関する講話、交流の機会等を提供します。	保健福祉局 保健所
父親による子育て推進事業	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	子ども未来局 子育て支援部

施策の柱 ② 就業しながら子育てや介護ができる支援の充実

- 各家庭の多様なライフスタイルに対応するため、保育サービスの充実や介護支援機関の機能強化、保育・介護の環境基盤となる施設整備、それに伴う人材確保等支援に取り組めます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	高齢者を始めとする市民からの相談や、医療・介護・住民組織など関係機関からの相談への対応、介護離職を防止する観点から仕事と介護の両立不安等に対する相談体制の強化を行うなど、高齢者の健康と福祉の向上、権利擁護、介護者支援、ケアマネジャー支援など、地域包括ケアの充実に努めます。	保健福祉局 高齢保健福祉部
区保育・子育て支援センター事業	安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、従来の保育所機能に加え、子育てサロンを始めとする様々な子育て支援機能を有する施設を整備し、子育て家庭に対する支援を進めます。	子ども未来局 子育て支援部
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、疾病などの事由により一時的に生活援助が必要な場合若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、又は乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等、生活援助が必要な家庭に家庭生活支援員を派遣します。	子ども未来局 子育て支援部
病後児デイサービス事業	子育てと就労の両立を支援するため、病気回復期にあつて集団保育が困難な児童を、勤務の都合等により、家庭で保育できない保護者に代わり、病院等に付設した施設で一時的に預かる事業を推進します。	子ども未来局 子育て支援部
保育士等支援事業	潜在保育士の復職や求職と求人のマッチング等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	子ども未来局 子育て支援部

基本的方向3 多様な働き方への支援

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。性別にかかわらず働きたいと考える全ての人が、能力を十分に発揮できることが重要です。

しかし、女性の労働力率を見ると、結婚や出産期に当たる30代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブの問題を抱えています。近年では、女性活躍推進法などの法整備を始め、企業の取組や保育の受け皿整備、女性が職業を持つことに対する意

識の変化等を背景とした女性の就業拡大により、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)にかけて全ての年代で労働力率が上昇し、M字カーブの解消が進みましたが、男性と比べると、依然として30代を中心に労働力率の低下が見られます。【図14】

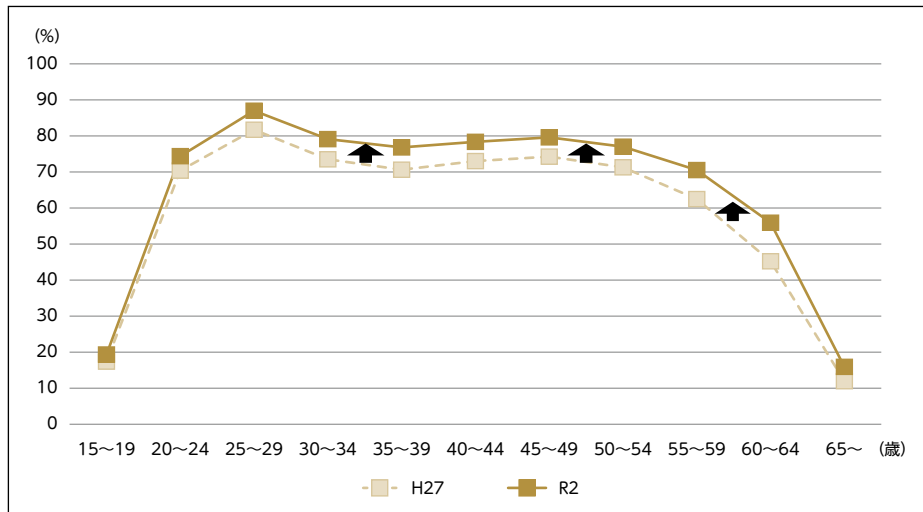


図14「女性の労働力率(札幌市)」(出典:総務省「国勢調査(不詳補完値)」)

また、育児や介護を理由に就業を希望しながら求職していない女性は、全国で171万人存在するといわれています。【図15】

このことから、子育て等で仕事から一定期間離れていた女性への再就職支援や、デジタル知識を含む就労に必要なスキルの習得支援等を通じて、働きたいと考える女性の潜在的な労働力を生かしていくことが重要です。

また、少子高齢化や共働き世帯の増加等により仕事と育児・介護等との両立ニーズが高まる中、一人一人の事情に応じた就労が可能となるよう、多様で柔軟な働き方の選択肢を増やすことも重要です。起業を始め雇用によらない働き方についても安心して選択できる環境の整備や支援が求められます。

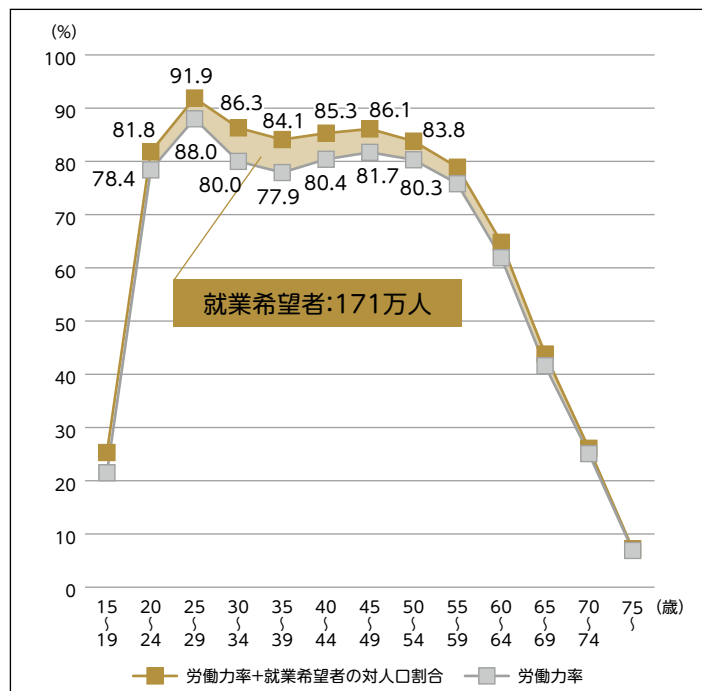


図15「女性の就業希望者(全国)」(出典:総務省「R2国勢調査」)

施策の柱 ① 就業ニーズに応じた支援

- 女性が就労するための能力開発支援や、再就職に向けた相談支援等による就業機会の拡大に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
就業サポートセンター等事業	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。	経済観光局 産業振興部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業	仕事と子育ての両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を行います。	経済観光局 産業振興部

施策の柱 ② 起業に対する支援

- 起業や経営に関する各種講座や相談、情報提供などを充実させ、女性が自分のライフスタイルに合った働き方をするための支援に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
女性のためのコワーキングスペース事業	起業を含めた柔軟な働き方を支援することを目的に、コワーキングスペースを運営します。	市民文化局 男女共同参画室
女性の起業に対する支援	女性中小企業診断士による相談窓口を開設し、女性の起業や経営に関する相談を受けることにより支援します。	経済観光局 産業振興部

基本的方向 4 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域は、高齢者、障がい者、子どもなど多様な人々の身近な暮らしの場であり、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、様々な活動が行われています。しかし、これまで、その活動の多くは女性が担う一方で、町内会や地域団体の会長など活動の中核を担う職については、男性が担う傾向にありました。

しかし、地域における高齢化や多様化する課題・ニーズに対応するためには、性別や年齢等によって役割を固定化するのではなく、様々な視点を持つ担い手を確保し、その意見を取り入れていくことが重要です。【図16】

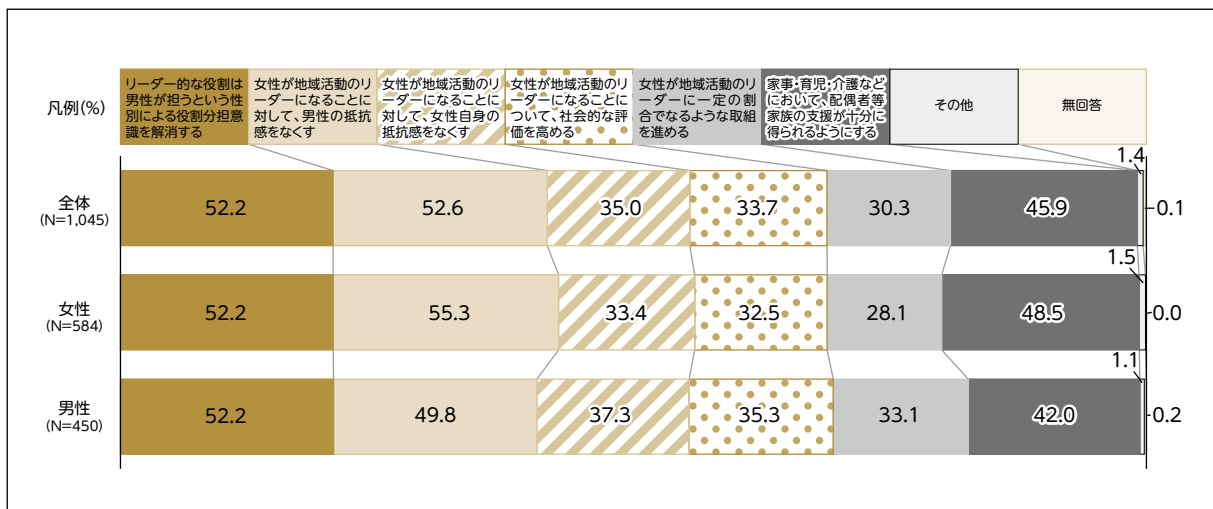


図16「地域活動のリーダーとして女性の参画を促すために必要なこと」(複数回答)(出典:R3市調査)

特に、地域防災活動においては、大規模災害が発生した場合、平常時における固定的な性別役割分担意識に起因して、女性や子どもなど脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることが指摘されています。そのため、女性の視点を取り入れた避難所運営などの取組のほか、防災を担う女性リーダーの活躍を推進するなど、防災現場への女性の参画拡大が重要です。

災害時はもちろん、平常時の地域活動においても、日頃から男女共同参画の考えを共有し、リーダーとしての女性の地域活動への参画やその環境整備など、地域における男女共同参画を進める必要があります。【図 17】

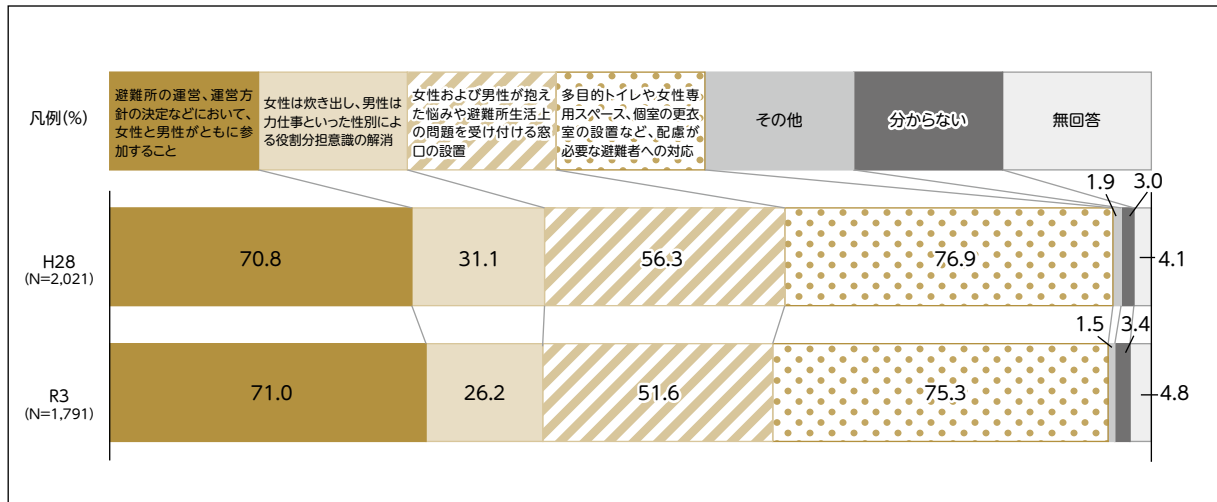


図17「避難所運営において男女共同参画の視点から必要な配慮」(複数回答)(出典:R3市調査)

施策の柱 ① 地域活動での男女共同参画の機運の醸成

- 性別などにかかわらず多様な人材が参画し、男女共同参画の視点が反映された地域活動が進むよう、意識改革に向けた啓発等に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	区や地域の特性を生かした笑顔があふれる地域づくりを推進するため、男女共同参画の促進を含めた様々な地域の主体的なまちづくり活動に対し、区への予算措置による支援を行います。	市民文化局 市民自治推進室

施策の柱 ② 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

- 災害対応に当たり男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、平常時からの意識醸成を図ります。また、災害時に男女共同参画センターが男女共同参画の視点から効果的な役割を果たすことができる体制を構築します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	避難所運営研修や男女共同参画意識啓発の機会を捉えて、男女共同参画の視点での災害対応について考える機会を創出し、平常時からの意識醸成を図ります。	市民文化局 男女共同参画室

基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進等により、男女が等しく個人としての
人権が尊重される社会の実現はもちろんのことですが、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、
性自認や性的指向に関する事等も含め、多様な人々を包摂する社会を実現し、誰もが尊厳と
誇りを持ち安心して生きられるよう取組を進めます。

基本的方向 1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は、重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い
偏見等が存在しており、男女の社会的・経済的な格差の是正も含め、その根絶に向けた対策が
必要です。

市の調査によると、DVについて「自分が直接経験したことがある」と答えた割合は、前回調査
よりも上昇していることがわかりました。DV被害者の多くは女性で、さらに配偶者間での傷害
や暴行など犯罪事件における被害者の約9割も女性¹²という深刻な状況にあります。また、男
性の被害経験の増加も目立っており、女性への支援はもちろんのこと、男性や性的マイノリティ
の方々も含めた全ての被害者への対応が求められます。

DV被害を潜在化させないためには、まずは、被害者自身が被害を受けていることを認識する
ことが必要であり、加害者にも被害者にもならないよう若年層からの予防啓発や、DVには身体
的な暴力以外にも様々な暴力があるという認識を浸透させる取組が重要です。【図18・19】

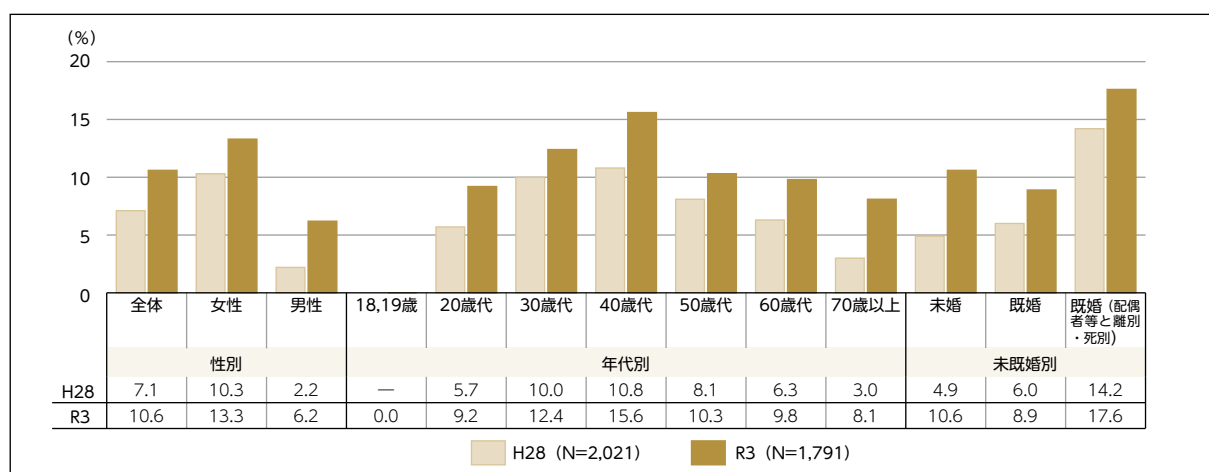


図18「DVを経験したことがある割合」(出典:R3市調査)

¹² 検挙件数のうち女性配偶者の被害が88.9%を占めている。(出典:内閣府 令和3年版男女共同参画白書 I-7-2 図「配偶者間における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者の男女別割合(検挙件数、令和2(2020)年)」)

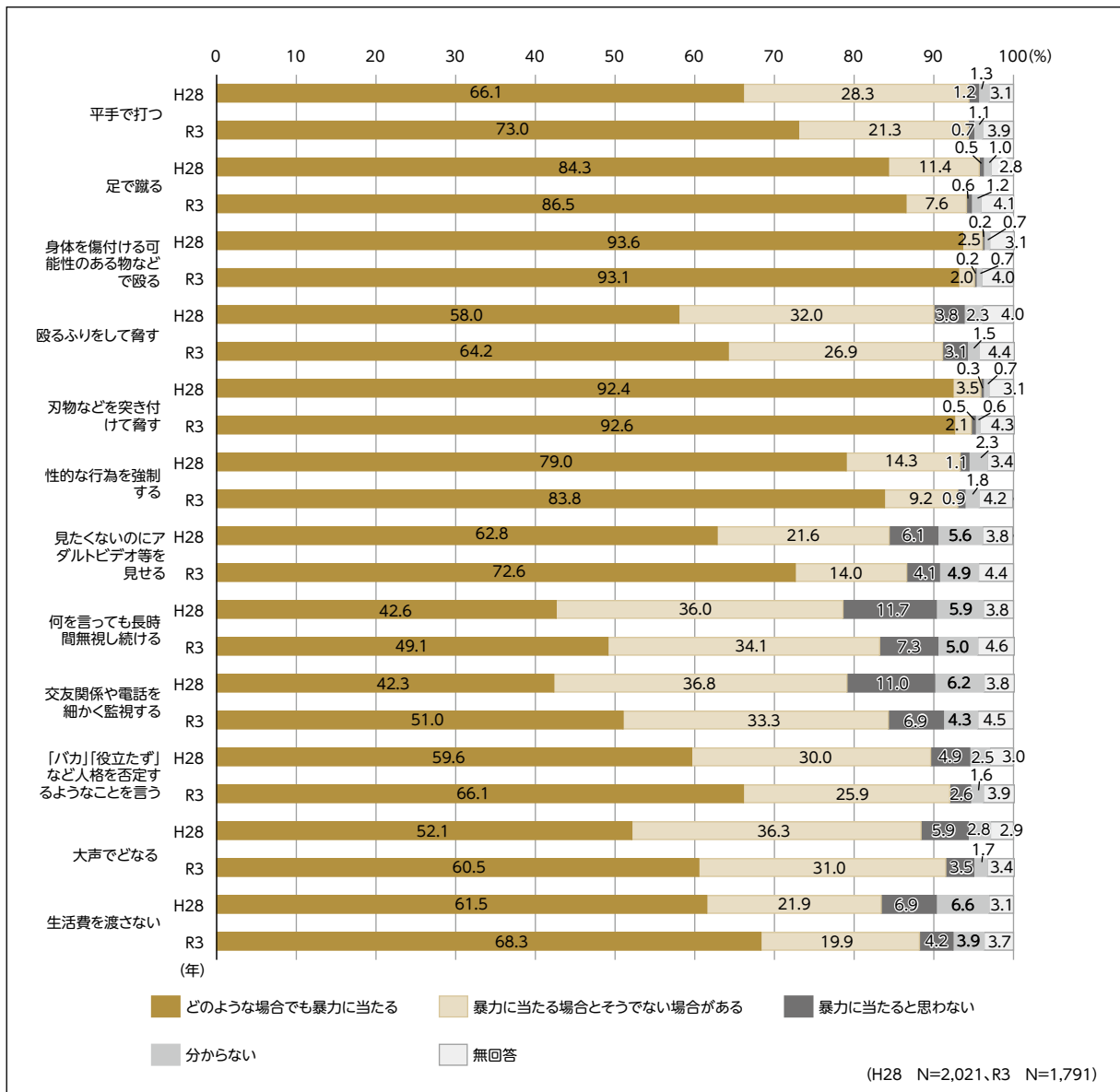


図19「配偶者や恋人から行われた行為の暴力としての認識」(出典:R3市調査)

さらに、被害者がつながりやすい相談体制の整備も重要ですが、市の調査によれば、DV被害を受けた際の相談窓口として、「札幌市配偶者暴力相談センター」や「各区役所」の認知度は低いままです。DV被害が深刻化する前に、早期の相談につながるよう、行政等公的相談機関が広く認知されるような取組や相談体制の充実が求められます。

【図20・21・22】

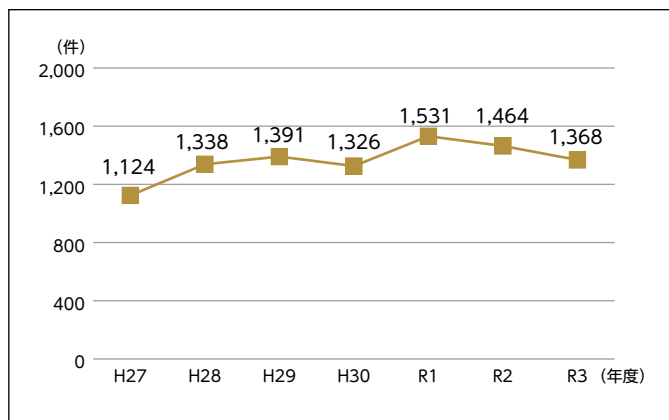


図20「札幌市配偶者暴力相談センターにおける相談件数」(出典:札幌市市民文化局資料)

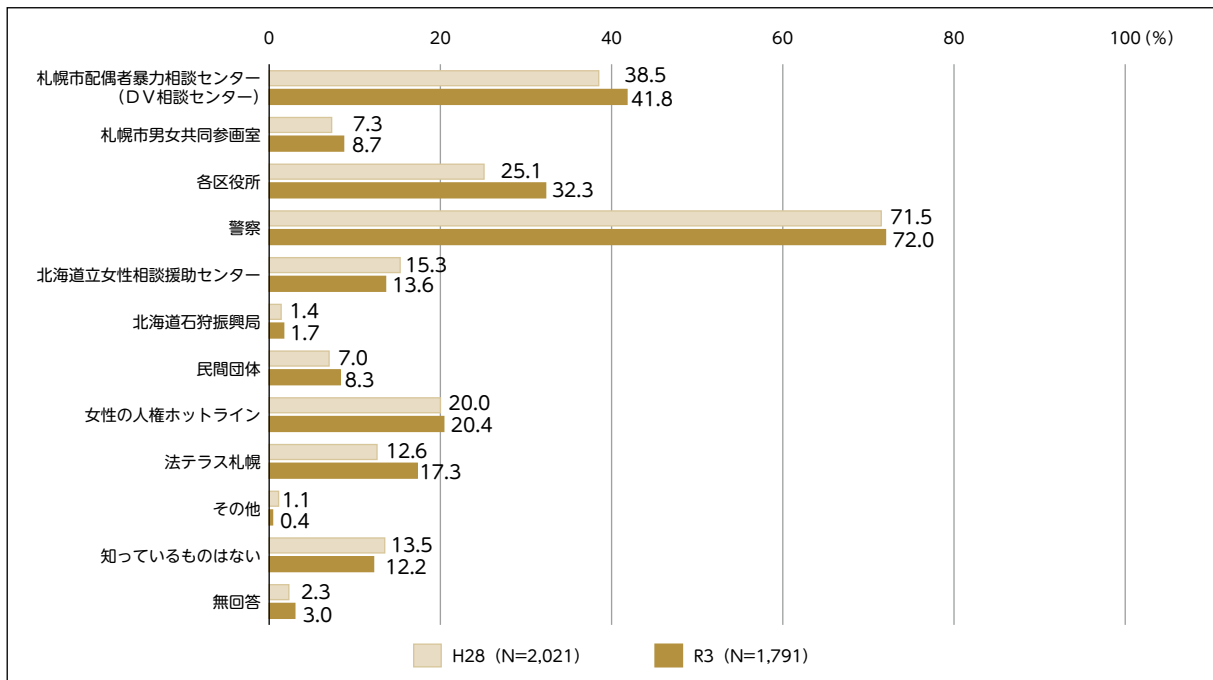


図21「DVの相談窓口の認知度」(複数回答)(出典:R3市調査)

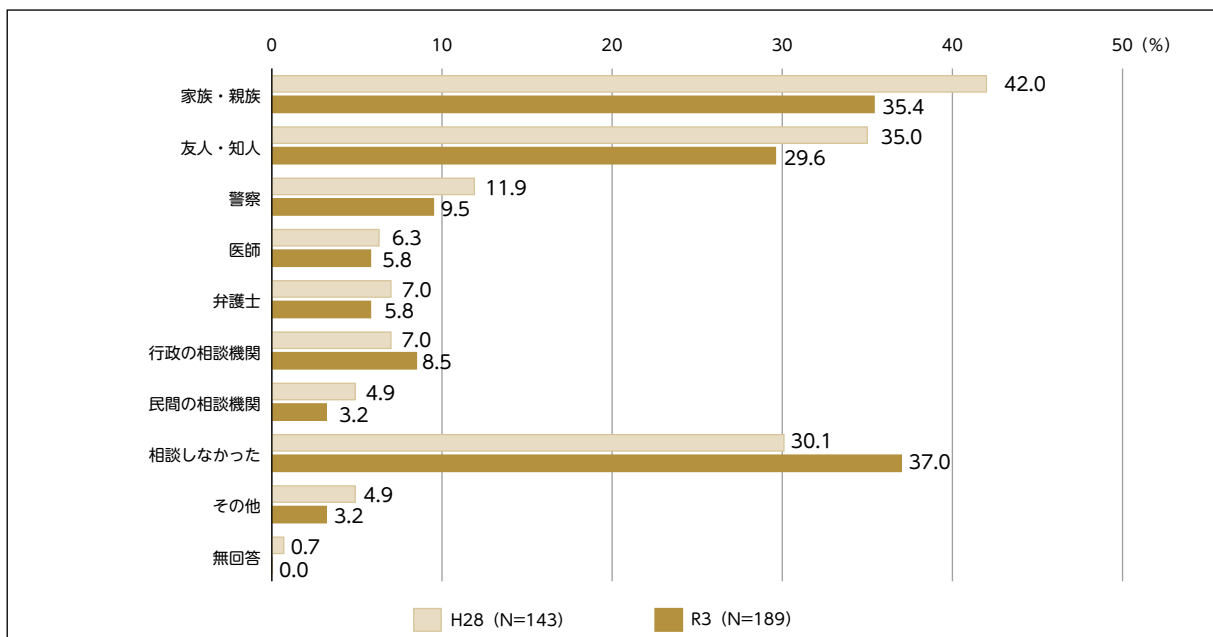


図22「DVを経験した際の相談先」(複数回答)(出典:R3市調査)

また、DV被害者が安心して自立した生活を送るためには、被害者の安全確保はもとより、住居や就業等の生活支援など、被害者及びその子どもが安心して暮らせる環境を整えるための様々な支援が必要です。引き続き、関係機関と連携しながら、適切な情報提供や支援の充実に取り組んでいきます。また、被害者支援の一環として、現在、国において調査研究・試行実施段階にある「配偶者暴力加害者プログラム」についても、国や他自治体、プログラム実施団体での具体的な実施方法など情報収集に努め、試行実施における事例などを参考に今後必要とされる支援について検討していきます。

さらに、昨今では、情報通信技術(ICT)の進化やSNS等の広がりに伴い、これらを利用した女性に対する暴力の形態が多様化しているほか、複数の困難な状況を抱えていることにより性的、経済的に搾取され貧困に陥る若年女性が多く存在し、その貧困を理由とする性の商品化など新たな形の暴力に対して、的確な対応が求められています。

こうしたことを受け、国では、性暴力被害の防止や被害者の救済を目的とした「AV出演被害防止・救済法」が施行されました。札幌市として今後は、女性のみならず、被害を申告しにくい状況にある男性や性的マイノリティの方々も含めた、より一層の相談体制の充実が求められるとともに、性暴力を未然に防止するため、若い世代に向けた更なる啓発を充実させる必要があります。【図23・24】

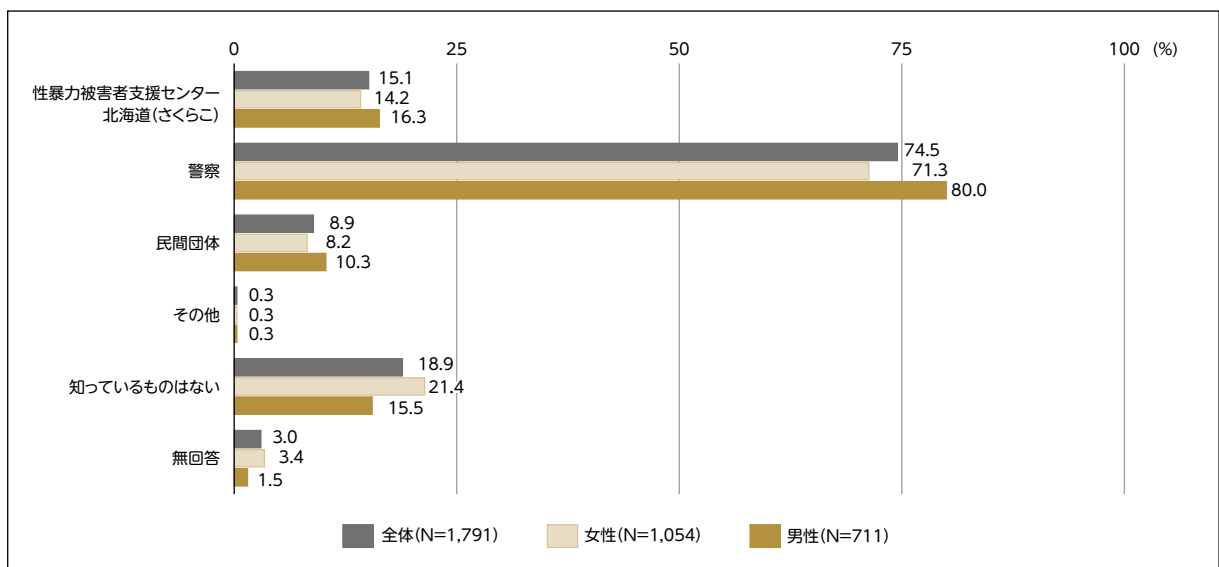


図23「性暴力被害の相談窓口の認知度」(複数回答)(出典:R3市調査)

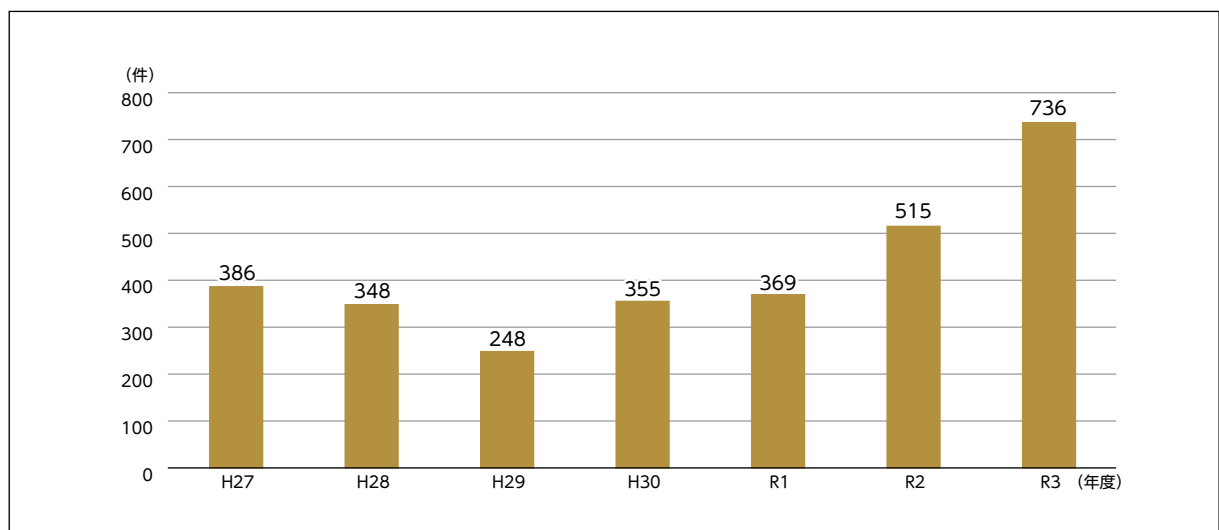


図24「性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH(さくらこ)の相談件数」(出典:札幌市市民文化局資料)

施策の柱 ① 暴力を許さない社会づくりの推進

- DVや性暴力などあらゆる暴力の防止に向けて、DV等に関する正しい知識・現状を、様々な媒体を利用して、関係部局と連携しながら効果的に周知や啓発を行います。
- DVを未然防止するため、若年層に向けた広報や啓発を実施します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。また、男女共同参画活動団体との共催による講演会の実施など男女共同参画センターにおける普及啓発活動を進めます。	市民文化局 男女共同参画室
DV・性暴力根絶のための啓発事業	配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、区民の理解を深め意識を高めることを目的に、パネル展を開催します。	区市民部
DV防止講座の実施	若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校や教育委員会と連携した学生向けのDV防止講座を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
性に関する指導の充実	「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。	教育委員会 学校教育部

施策の柱 ② DVに関する総合的な支援体制の強化

- 札幌市配偶者暴力相談センターや区役所等関係機関と連携しながら、相談体制の充実、被害者の支援に取り組みます。
- DV被害者が加害者の追跡から逃れ、新たな生活を安心して始めるための支援を行います。
- 暴力の影響により心身の回復に時間を要する場合や、経済的生活基盤を確立できずに貧困に悩む被害者に対して、関係機関と連携し、総合的な支援を進めていきます。
- DVの認識が広がることに伴い、今後多様化する相談にも的確に対応し、必要な情報提供を行うため、被害者相談や支援等を行う関係機関との連携強化に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	札幌市配偶者暴力相談センター等における相談業務を実施し、支援機能の充実に努めるとともに、配偶者暴力相談状況の検証を行い、相談体制の強化、相談内容に合わせた適切な情報提供や助言を行います。	市民文化局 男女共同参画室
自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	安全な住居の確保や離婚、子どもの養育、就業など様々な問題に直面する被害者に対し、適切な情報提供や助言を行います。	市民文化局 男女共同参画室
ひとり親家庭への経済的支援の推進	DV被害者がひとり親家庭等になった場合に、その経済的自立を促すため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当及び児童手当制度の情報を提供し、支給等を行います。	子ども未来局 子育て支援部
配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	「配偶者からの暴力関係機関会議」の構成員の拡充など機能の充実に努めるとともに、情報交換やワーキンググループにおける個別事例の検討により、被害者や子どもへの適切な対応のための連携強化に努めます。	市民文化局 男女共同参画室

施策の柱 ③ DV被害者の子どもに対する各種支援の強化

- DVと児童虐待は密接な関係にあり、被害者やその子どもが、安心して生活できる環境を整えられるよう、学校や児童相談所等と連携し、切れ目のない対応を行います。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)の問題に働きかけたり、関係機関等と連携するなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	教育委員会 学校教育部
子ども安心ホットライン	児童虐待を未然に防ぐため、児童相談所に24時間365日の相談受付体制を整備し、緊急案件のほか、養育相談等にも対応します。	子ども未来局 児童相談所
児童相談所・区役所家庭児童相談室	18歳未満の児童に関する各種相談を行います。また、家庭児童相談室で子どもの福祉に関する身近な相談に対応します。	子ども未来局 児童相談所
要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	要保護児童対策地域協議会に参加し、必要な情報の共有や連携を行います。	市民文化局 男女共同参画室

施策の柱 ④ 性暴力に関する啓発と被害者の支援

- 潜在化しやすい性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるよう、若年層を中心に、相談窓口の周知啓発を実施します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
女性のための性暴力被害相談	精神的ダメージが大きく、一人でその苦痛を抱え込むことが多い性暴力の被害者が相談しやすい環境を整えるため、専門相談員による相談を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	重大な人権侵害行為である性暴力に関する正しい知識の普及と性暴力被害者のための相談窓口の周知のため、パンフレットや各種広報媒体などを活用し、普及啓発活動を進めます。	市民文化局 男女共同参画室

基本的方向 2 多様な性の在り方への理解の促進と支援

【現状と課題】

典型的とされていない性自認や性的指向を持つ、いわゆる性的マイノリティの方々は、近年の民間調査などで人口の8%前後の割合で存在しているとされていますが、多様な性の在り方について周囲の知識や理解は、いまだ十分に進んでいません。このため、性的マイノリティの方々は、そうしたことを背景とした周囲の言動などにより、家庭、学校、職場を始め日常生活の様々な場面において深刻な困難に直面しています。【図25・26】 また、周囲の理解が不十分であることが原因で、本人の了解を得ずに他人に性自認や性的指向を暴露する、いわゆる「アウトティング」による重大な人権侵害も生じています。

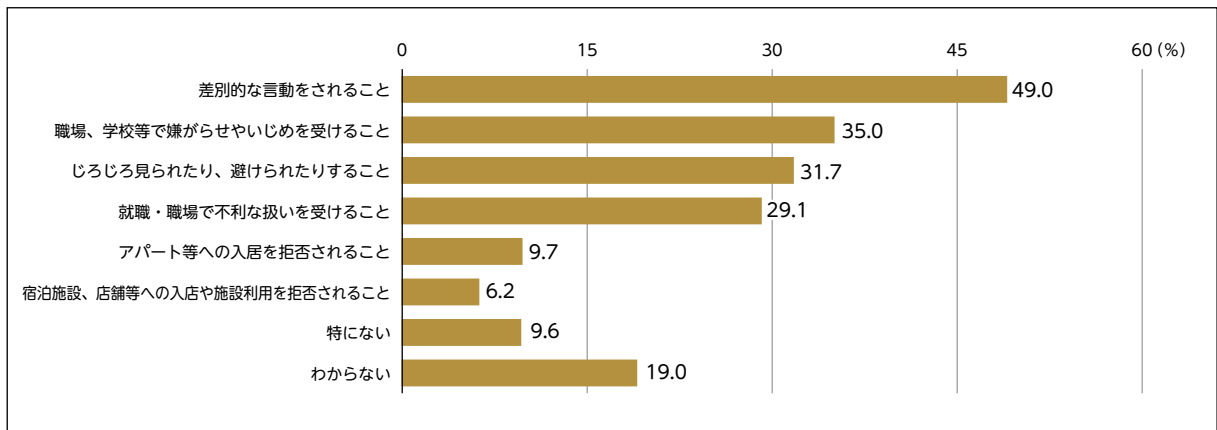


図25「性的指向に関し起きていると思う人権問題」(出典:内閣府「H29人権擁護に関する世論調査」)

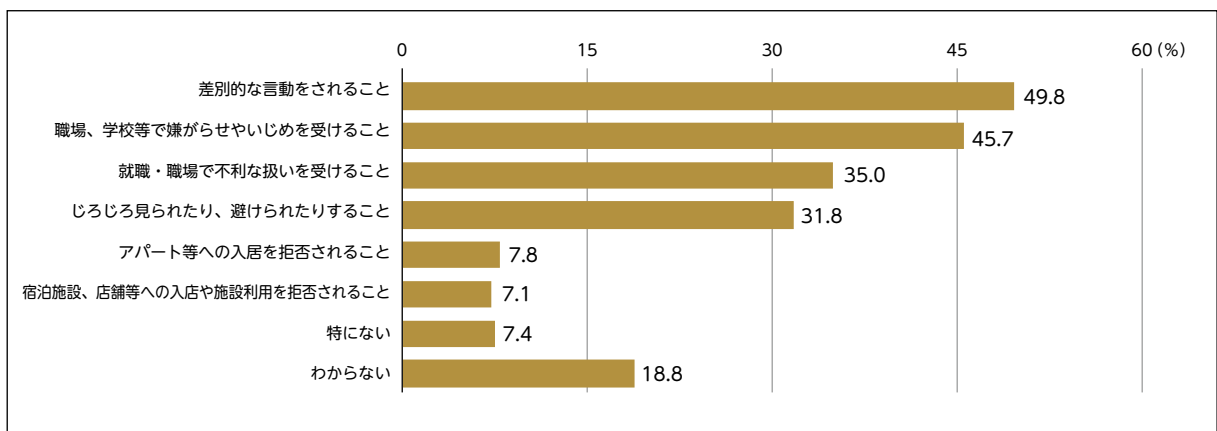


図26「性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題」(出典:内閣府「H29人権擁護に関する世論調査」)

札幌市では、性的マイノリティの方々の支援として、一方又は双方が性的マイノリティの二人の気持ちを受け止める取組として、平成29年度(2017年度)に「札幌市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、併せて相談支援として電話相談「LGBTほっとライン」を行ってきました。また、働く場における性的マイノリティの方々への理解や取組が進むよう「LGBTフレンドリー指標制度」を実施してきましたが、市民にとっての認知度は十分とはいえない状況です。【図27】

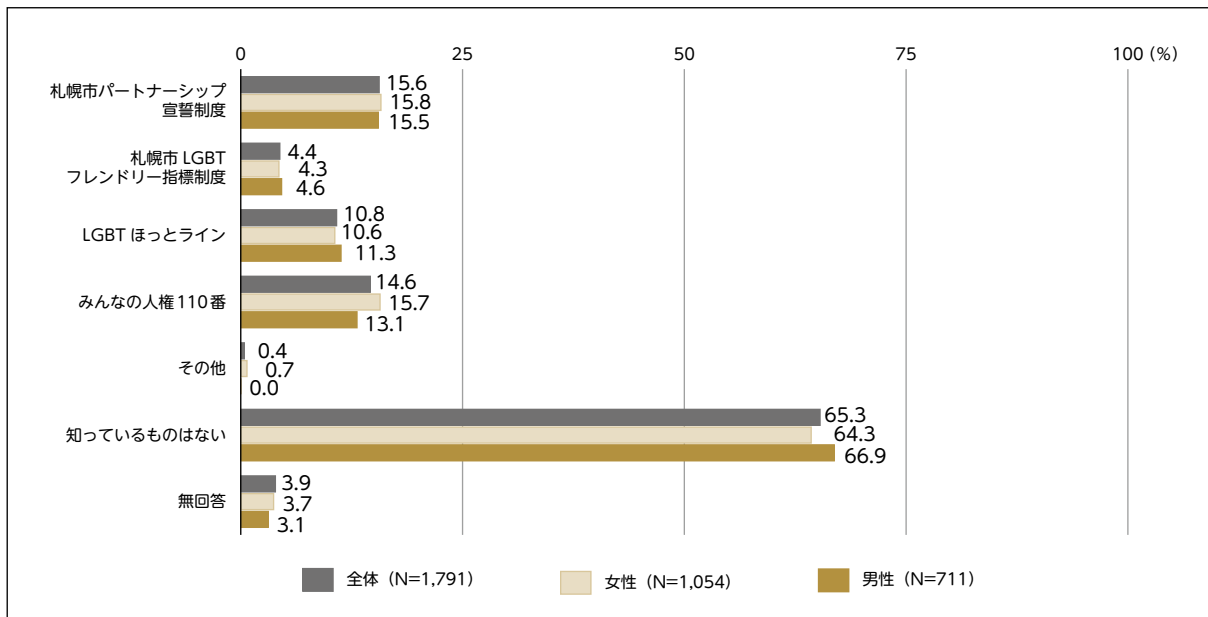


図27「性的少数者に関する制度や相談窓口の認知度」(複数回答) (出典:R3市調査)

また、性的マイノリティの方々に対する理解促進や支援のために、「職場や学校等における理解の促進」が必要と考える人が最も多く、誰もが生きがいと誇りを持つことができる社会の実現のためには、多様な性の在り方に対する理解が社会全体で広がっていくよう、取組を進めていく必要があります。【図28】

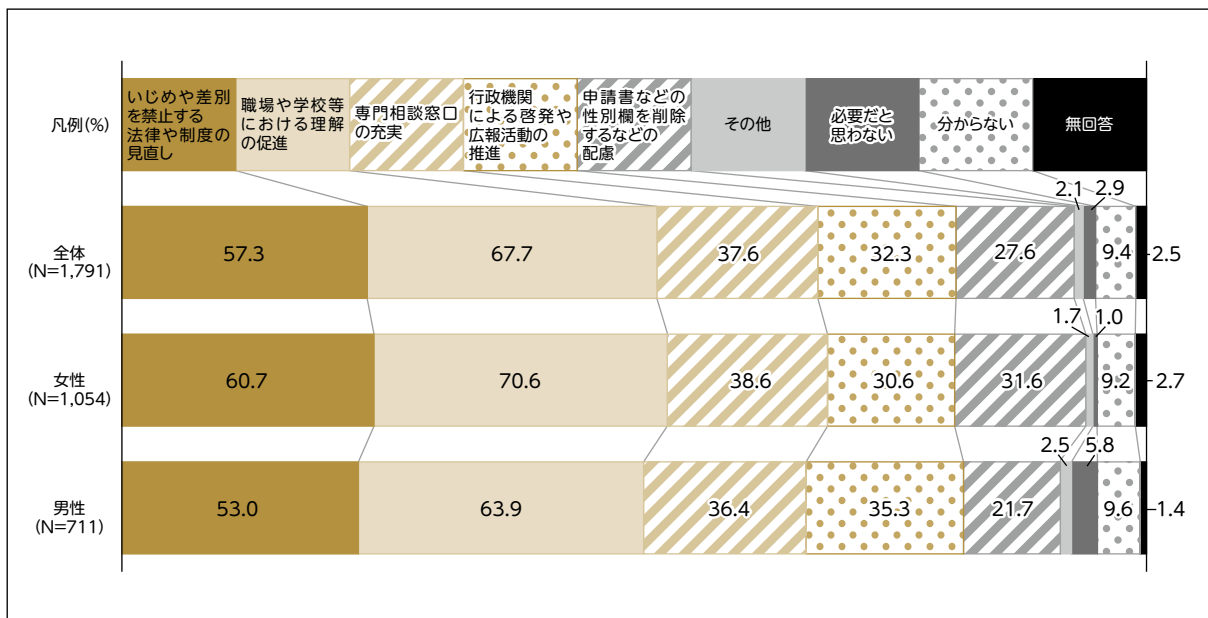


図28「性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと」(複数回答) (出典:R3市調査)

施策の柱 ① 市民や企業等に対する啓発

- 社会全体で、多様な性の在り方への理解が広がり、学校や働く場である企業などにおいて性的マイノリティの方々が安心して過ごせるよう、講演会等の実施など周知啓発に取り組みます。
- 市役所内において、多様な性の在り方への理解が進み、適切な市民対応ができるよう、引き続き職員に対して庁内研修を実施していきます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
性的マイノリティの理解促進	性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室
LGBTコーナーの設置	LGBTコーナーを設置し関連図書を展示することで、市民にLGBTに対する理解を深めてもらうとともに、当事者に対しては、情報提供に加え、図書館がLGBTフレンドリーな場所であることを周知します。	教育委員会 中央図書館
性的マイノリティに関する研修	職位に応じて必要な知識等を学ぶ研修において「性的マイノリティへの理解と配慮」に係る講義を実施し、職員の理解を促進します。	総務局 職員部
	基本的な知識の習得、市民対応や職場において必要な配慮のポイントについて学ぶ、職員向け研修を行います。	市民文化局 男女共同参画室
人間尊重の教育に関する研修	教職員を対象に、人間尊重の教育に関する研修(人権課題としての性的マイノリティを含む)を実施します。	教育委員会 学校教育部

施策の柱 ② 性の多様性を尊重するための支援・環境の推進

- パートナーシップ宣誓制度や相談事業などにより、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消に向けた支援を行います。
- 社会全体で、多様な性の在り方への理解が広がり、性的マイノリティの方々が働きやすい環境整備を働きかけていくとともに、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体との連携や意見交換に積極的に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	一方又は双方が性的マイノリティの二人が、互いを人生のパートナーとして約束した関係であることを宣誓する制度により、性的マイノリティの方の思いを受け止めるとともに、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
性的マイノリティ電話相談事業	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	性的マイノリティに関する企業での取組や対応を促すため、取組状況に応じて、LGBTフレンドリー企業として登録をします。登録企業の情報について、積極的に広報啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室

基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援

【現状と課題】

女性は日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることで様々な困難を抱えることが多いとされ、そうした女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた支援を受けられることが重要です。

令和2年度(2020年度)の女性の自殺者数が全国で増加したことについては、その背景に潜む経済的困難、生活不安やストレス、DV被害等様々な問題が、コロナ禍で深刻化した可能性がある」と指摘されています。【図29】

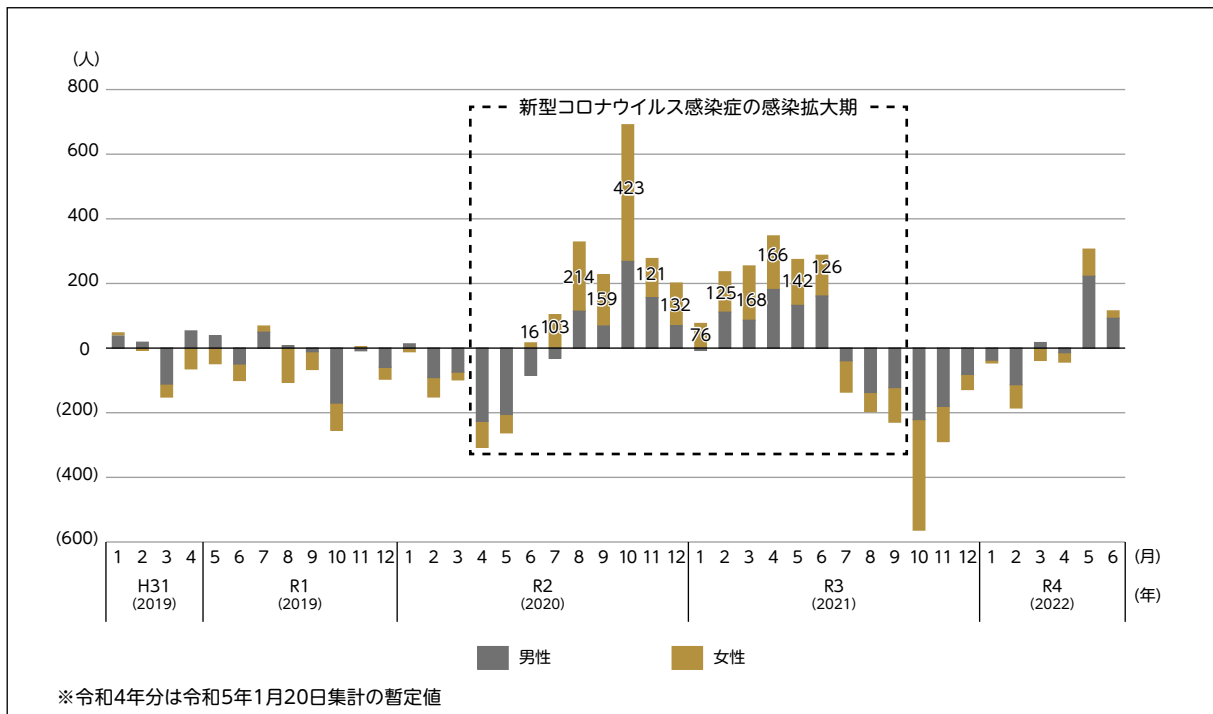


図29「全国の自殺者数の前年同月差の推移(男女別)」(出典:警視庁統計「自殺者数」)

国においては、昭和31年(1956年)に制定された「売春防止法」等を根拠として、婦人保護事業が行われてきましたが、生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など女性をめぐる問題が多様化するとともに複雑化し、複合化してきたこと、新型コロナウイルス感染症によりこれらの問題がより浮き彫りになってきたことを受けて、新たな支援の枠組みが要請され、令和4年(2022年)5月に「困難女性支援法」が成立し、令和6年度(2024年度)に施行予定となっています。とりわけ政令指定都市の中で女性の人口比率が最も高い札幌市においては、困難や不安を抱える女性への支援は重要な市政課題の一つであるという認識の下、法律において求められている「市町村基本計画」の策定を見込み、取組を進めていく必要があります。

また、高度経済成長期に形作られた現在の社会保障制度・税制の多くは改変されてきていますが、女性を取り巻く家族の姿も変化し、人生も多様化する現代においては、制度等の恩恵を十分に受けられない人がいます。こうしたことから、女性の視点を踏まえた制度等の検討に加え、若年女性や単身中高齢女性、母子世帯などを始め、貧困等生活上の様々な困難や不安を抱える女性に寄り添った相談など、多様で切れ目のない支援が求められています。

札幌市の女性の就業状況を見ると、就業者数や有業率は徐々に増加しているものの、全国平均よりも低い水準となっており、その就業者の半数以上は、雇用や収入が不安定な非正規雇用労働者です。また、男女間の賃金格差については、札幌市は全国平均と同水準ですが、男性が女性の約1.7倍と格差は大きくなっています。【図30・31・32】

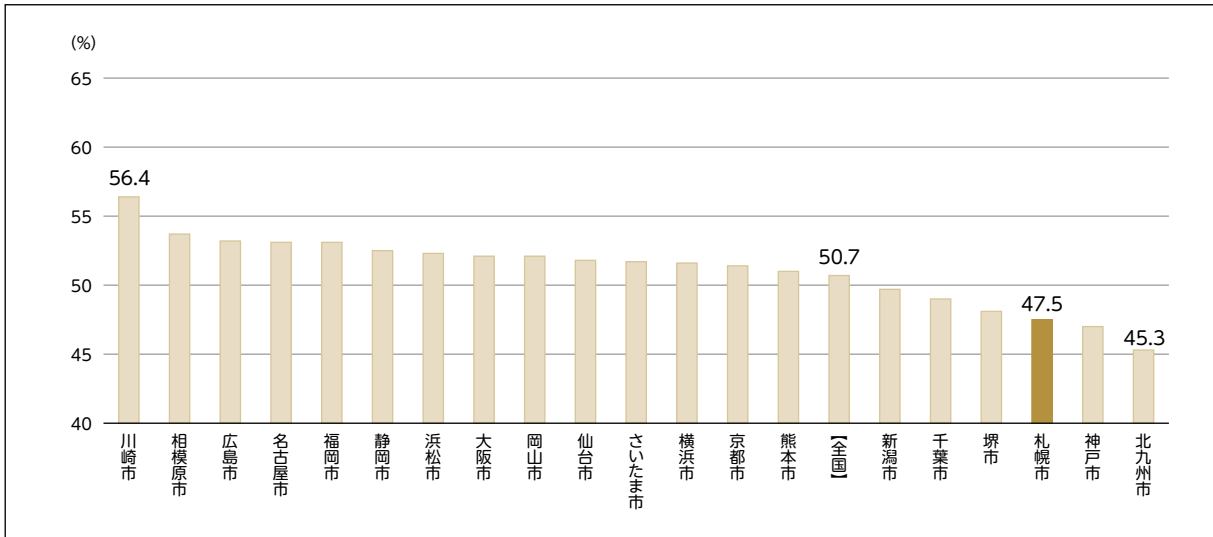


図30「女性の有業率(政令指定都市と全国)」(出典:総務省「H29就業構造基本調査」)

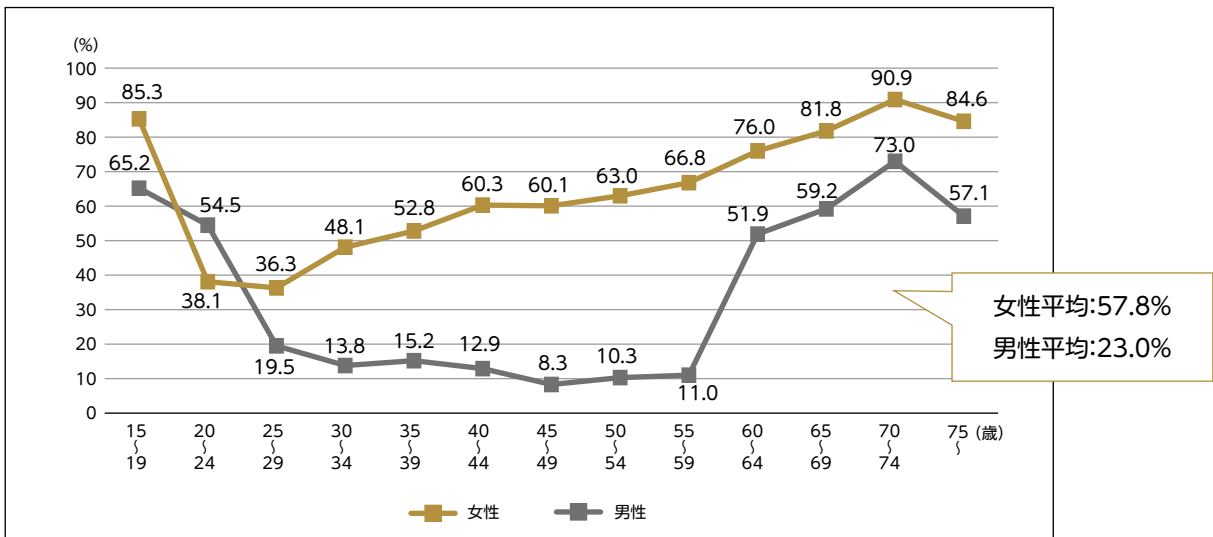


図31「雇用者に占める男女別の非正規の職員・従業員比率(札幌市)」(出典:総務省「H29就業構造基本調査」)

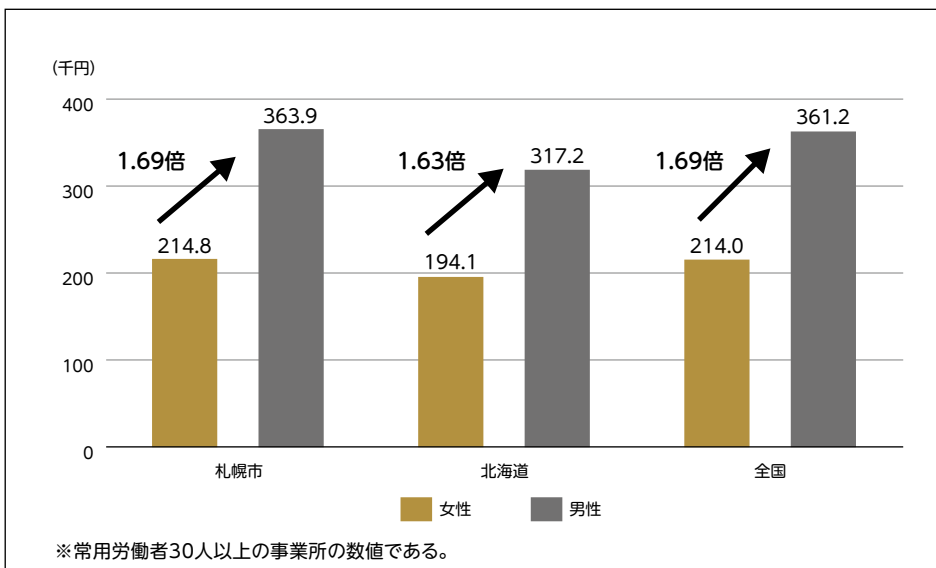


図32「男女の賃金格差(札幌市・北海道・全国)」
出典
札幌市:札幌市まちづくり政策局「R3毎月勤労統計調査」
北海道・全国:厚生労働省「R3毎月勤労統計調査」

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、非正規雇用労働者を中心に深刻な影響を与え、女性の就業状況は更に厳しいものとなりました。加えて、収入面で不安や悩みを抱えやすいひとり親家庭、特に母子家庭においては、父子家庭と比べて雇用形態が非正規雇用の割合が高く、解雇や減収により生活の困窮につながりやすい状況にあります。【図33】

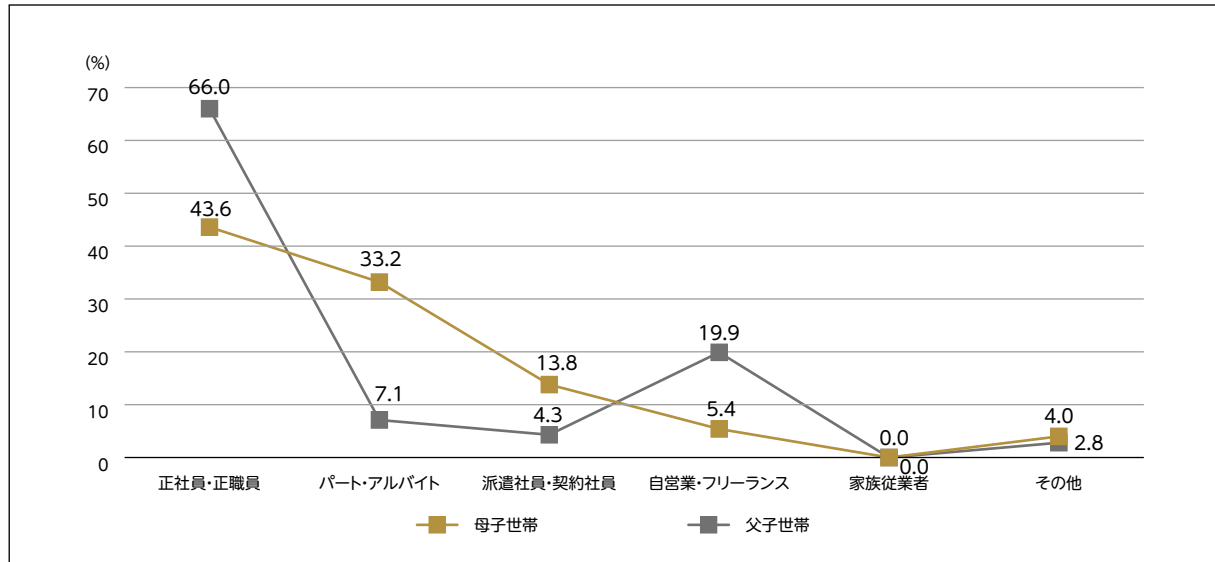


図33「母子世帯・父子世帯の就業状況(従業員上の地位)」
(出典:札幌市子ども未来局「R4ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」)

また、アイヌ民族であること、性自認や性的指向に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、女性は更に複合的な困難を抱えることがあります。このため、様々な属性の人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。

施策の柱 ① 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援

- 様々な理由により、生活に不安を抱える女性に対し、民間支援団体等と連携したアウトリーチ型の支援や相談窓口における相談及び面談を行うなど、それぞれの家庭の事情に応じた支援を実施します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
困難を抱える女性支援事業	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。	保健福祉局 総務部
困難を抱える若年女性支援事業	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施します。	子ども未来局 子ども育成部
ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	ひとり親家庭等の様々な問題に対応するため、ひとり親家庭支援センターにおいて弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談を行うほか、夜間、休日に行う相談業務を推進します。	子ども未来局 子育て支援部

施策の柱 ② 安定した就業機会の確保に向けた支援

- ひとり親家庭を始め経済的な困難を抱える女性が、自立した生活が送れるよう、正規雇用転換等ニーズに応じた相談や就労支援に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
就業サポートセンター等事業(再掲)	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。	経済観光局 産業振興部
ひとり親家庭等就業支援事業の充実	ひとり親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供、希望する雇用条件等を登録した方への就職斡旋、母子・父子自立支援プログラムの推進、セミナー開催、知識や技能を習得する各種講習会の開催等により就業支援を実施します。	子ども未来局 子育て支援部

施策の柱 ③ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

- アイヌ民族であること、性自認や性的指向に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対する相談体制の充実に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
アイヌ生活相談員の配置	アイヌ民族の生活実態の把握や、各種生活相談に対応するため、アイヌ生活相談員を配置します。	市民文化局 市民生活部
困難を抱える女性支援事業 (再掲)	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
性的マイノリティ電話相談事業 (再掲)	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
さっぽろ外国人相談窓口の運営	外国人生活者を対象として、行政手続きや暮らしに関する情報提供や相談対応を多言語で一元的に実施します。	総務局 国際部

基本的方向 4 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権として尊重することは、男女共同参画社会を実現するための大前提となる考え方です。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期といったライフステージに応じて心身の状態が大きく変化するという特性を持っており、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」¹³の視点を含め、身体に関する正しい理解とそれを基にした健康維持管理が重要です。

特に札幌市は、全国に比べ、10代の人工妊娠中絶率が全国平均よりも高い水準にあることから、予防対策として若年層へ向けた性に関する正しい知識の普及啓発などが求められています。【図34】

¹³ 【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること(リプロダクティブ・ヘルス)。また、全てのカップルと個人が、子どもの数や出産するときなどについて責任を持って自由に決定ができ、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びにリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと(リプロダクティブ・ライツ)。

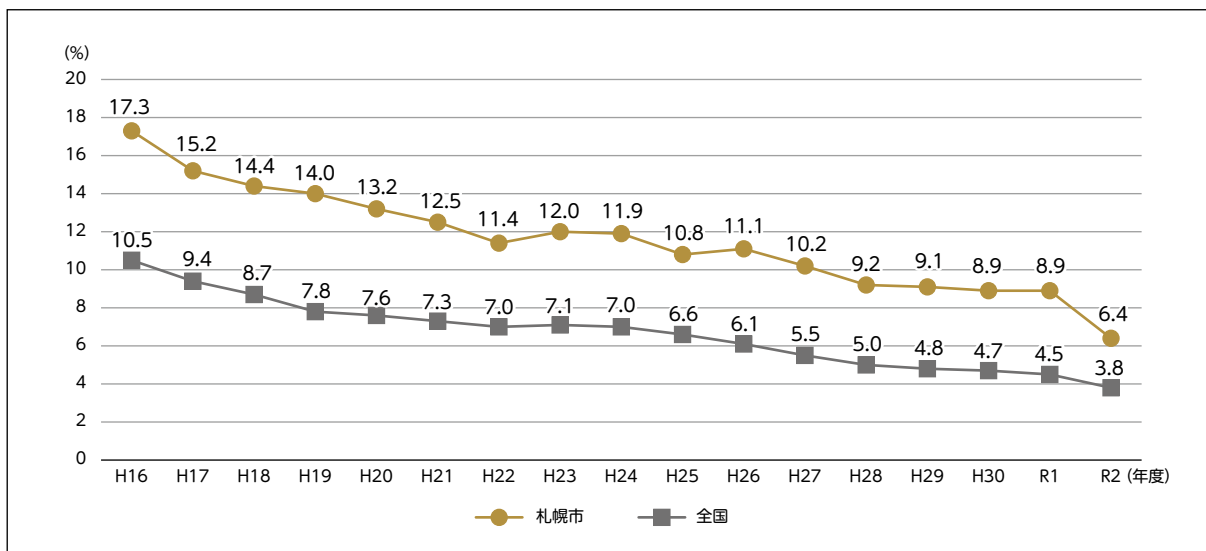


図34「10代の人工妊娠中絶率(女子人口千対)の推移」

(出典 札幌市:札幌市保健福祉局「札幌市衛生年報」、全国:厚生労働省「衛生行政報告例」)

また、近年では、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などに伴い、女性の健康に関わる問題は大きく変化しています。

こうした健康課題に向き合いながら、人生100年時代といわれる今を、生涯にわたり健康で過ごせるように健康寿命を延伸していくためには、ライフステージごとの課題に応じた情報の提供や支援が必要です。【図35】

さらに、女性の活躍推進の観点から見ても、女性が健康であることはその基盤になるものです。生理や更年期障害など、女性特有又は女性に多いとされる健康課題が、職場や社会における女性活躍の妨げにならないよう、女性に対する支援と同時に、職場の同僚等女性を取り巻く周囲の正しい理解の促進も求められています。

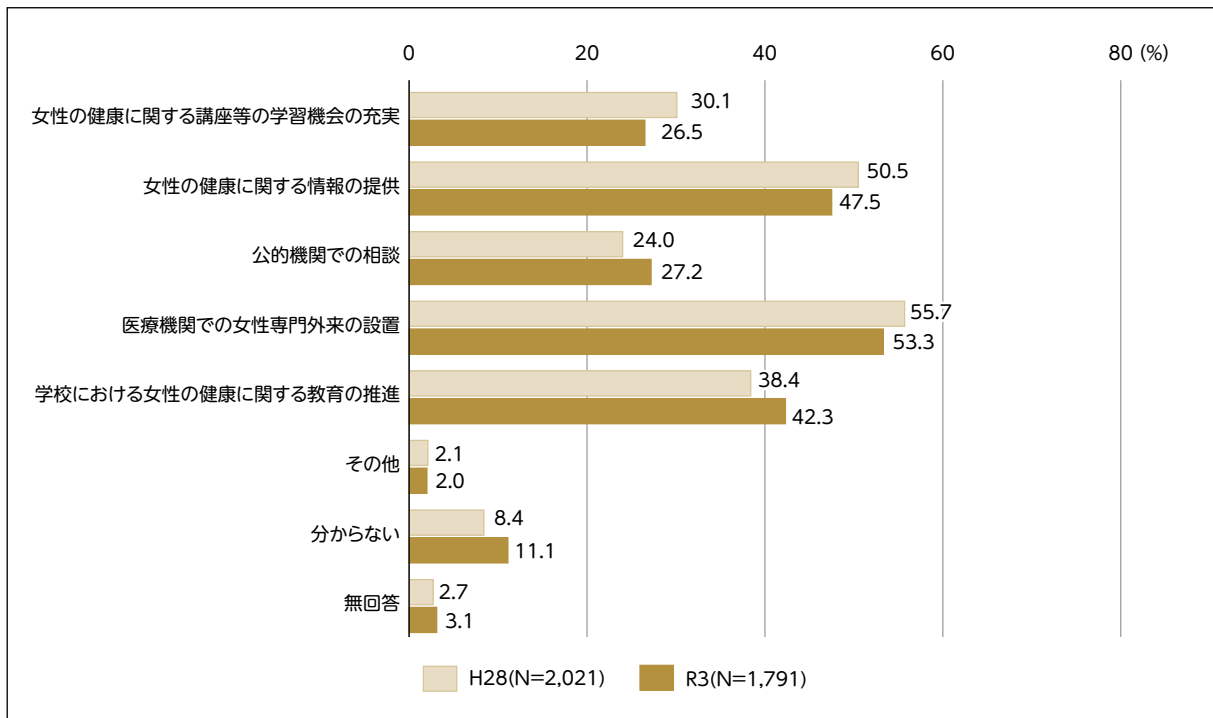


図35「女性の生涯にわたる健康づくりへの支援策」(複数回答)(出典:R3市調査)

施策の柱 ① 女性の生理と妊娠等に関する知識の普及と理解の促進

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権として尊重できるよう、思春期から若年世代に対する性に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- 妊娠・出産に関わる機能の重要性や、妊娠・出産・避妊を選択する女性の権利、働く女性を取り巻く女性特有の健康課題等について、男女双方の理解促進に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	10～20代の人工妊娠中絶及び性感染症の罹患・反復防止のため、医療機関と保健センターが連携し正しい避妊方法や性感染症予防のための相談・指導を行います。	保健福祉局 保健所
健康支援事業	性と生殖に関する健康と権利について意識の普及を目的に、講座・セミナー等を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
性に関する指導の充実(再掲)	「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。	教育委員会 学校教育部

施策の柱 ② ライフステージに応じた女性の健康づくりの推進

- 思春期、妊娠・出産期、更年期などライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行います。
- 健康診査体制の強化及び健康づくりに向けた様々な取組を行い、健康保持の支援を行います。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
妊娠期からの相談支援の充実	安心・安全な妊娠・出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、リスクアセスメントを実施することで、ハイリスク妊婦を早期に把握し、継続的な支援を行います。	保健福祉局 保健所
母子訪問指導事業の推進	保健師や母子保健訪問指導員の訪問により、妊娠・出産・育児などに関する正しい知識の普及啓発とともに、乳児及び妊産婦の心身の状況や養育環境の把握を行うなど、育児相談・保健指導を実施します。	保健福祉局 保健所
女性のフレッシュ健診	職場等で健康診断を受ける機会のない18～39歳までの家庭の主婦、自営業の女性等を対象とし、札幌市中央健康づくりセンターで健康診査を実施します。	保健福祉局 保健所